

○ 行平省令財務省告示第二百四十号第五条第十一年七月十五日より告示する。昭和五十七年大藏省令第三十号（平成二十八年七月一日）に關する省令（昭和五十七年大藏省令第三十号）に規定する利付国債の発行等に關する事項を定める。

二 一 の法發号名條律行稱及項及のび根號記

四 三 發行方法の適用振替等法律の発行方法の適

のし定あ争争う札価振の以律社一法会一るた運十財十利決、めつ入入。^{（平成十三年法律第七十五号）}格替適下（平成十三年法律第七十五号）に以を機用「振替法」^{（昭和二十二年三月三十日施行）}と定めた。札価は競争による価値に日受け^{（昭和二十二年三月三十日施行）}とし、競争行い^{（昭和二十二年三月三十日施行）}本格付銀もしくは銀行に争て行のう。申入れ^{（昭和二十二年三月三十日施行）}をその札れ^{（昭和二十二年三月三十日施行）}下入行とし、みいのに^{（昭和二十二年三月三十日施行）}る、「札わすし」として利お入価値^{（昭和二十二年三月三十日施行）}れる、の応募率い札格格とる。その規定入とてで競競い入

五

ハロイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II 加場び札格第参市行争
非者特国発競 I 加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のによ割高
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わ札發別にご務時一よ格に
と者発応がれの行参よと大にとるをよ
い・行募各るう第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債札のい・行募各れ。(以發重
非下額市札のい・行募各れ。(以發重
価一を場で決う第へ限國る、
格国定特あ定。I以度債入価一価均
競債め別つを及非下額市札格非格し

六

イ

發

ハ

口

行 争 非 者 特 国	札 非	入 價 入 價
入 價 ・ 別 債	發 競	札 格 行 札 格
札 格 第 参 市	行 争	發 競 發 競
發 競 I 加 場	入	行 争 額 行 争

円 い に 関 図 財 い に 関 図 財 万 で 利 第 百 は づ 律 十 で 利 第 発 財 百 つ 定 う 額
て 基 す る 政 て 基 す る 政 円 九 付 一 三 、 き 第 五 一 付 一 行 源 五 い に ち 面
、 づ る た 運 、 づ る た 運 千 国 項 十 額 發 四 万 兆 国 項 の の 十 て 基 、 金
額 き 法 め 営 額 き 法 め 営 百 債 の 五 面 行 十 円 千 債 の 特 確 万 は づ 財 額
面 發 律 の に 面 發 律 の に 二 に 規 万 金 し 六 、 四 に 規 例 保 円 、 き 政 で
金 行 第 公 必 金 行 第 公 必 十 つ 定 円 額 た 条 特 百 つ 定 に を 、 額 發 法 二
額 し 三 債 要 額 し 三 債 要 六 い に 、 で 利 第 別 九 い に 関 図 財 面 行 第 兆
で た 条 の な で た 条 の な 二 利 第 發 財 千 利 第 發 財 億 て 基 同 百 付 一 会 十 て 基 す る 政 金 し 四 九
二 利 第 發 財 千 利 第 發 財 千 付 一 行 源 万 付 一 行 源 六 は づ 法 七 国 項 計 億 は づ る た 運 額 た 条 百
千 、 き 第 十 債 の に 七 、 き 法 め 営 で 利 第 三 八 国 項 の の 円 国 項 の の 七 額 發 六 五 に 規 關 千 額 發 律 の に 百 付 一 億
十 債 の 特 確 債 の 特 確 九 に 規 例 保 に 規 例 保 百 面 行 十 億 つ 定 す 九 面 行 第 公 必 十 国 項 円
億 つ 定 に を つ 定 に を 五 金 し 二 四 い に る 百 金 し 三 債 要 億 債 の
十 額 た 条 千 て 基 法 六 額 た 条 の な 千 に 規

イ 一	十 十	九 八	二	ハ ロ イ	七	二
發		振額最			払	
入価發	替	低行争非者特國行争非者特國札非入価込			行争非者特國	
札格行行	額	入価・別債	入価・別債發競札格金		入価・別債	
發競価	面	札格第參市	札格第參市行争發競金		札格第參市	
行争格日	位	發競II加場	發競I加場	入行争額	發競II加場	
錢額	平す額の振	五	千百	千二	千五二	でた条特
五面	成るの記替	万	円五	円千	八千兆	百利第別
厘金	二。整載法	円	十	百	万円千	五付一會
以額	十数又の		十九	五	三七	十国項計
上百	八倍は規		億	億	百十	八債のに
の円	八年の記定		二	七	円億	億に規関
そに	七年金録に		千	千	九	円つ定す
れつ	月額はよ		六	七	千	いにる
ぞき	十に、る		百	百	四	て基法
れ百	五よ最振		八	四	百	、づ律
の円	日る低替		十	十	五	額き第
応七	も額口		七	六	十	面發四
募十	の面座		万	万	六	金行十
価九	と金簿		四	七	万	額し六

十 八	十 七 六 五	十 四	十 三 二	口
入 払 元 償 償	後 第		初 利 入 価 · 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非	
札 場 利 還 還	の 二		期 札 格 第 参 市 及 入 価 · 别 債 発 競	
参 所 金 金 期	利 期		利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争	
加 支 額 限	子 以		子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入	
財 日 額 平 利 て を 每	規 下 は 期 た 期 平 年		三 額 格	
務 本 面 成 子 、 支 年	定 、 、 が 金 と 成 ○		厘 面	
大 銀 金 三 を そ 払 一	す 次 そ 銀 額 し 二 ·		金 額	
臣 行 額 十 支 の 期 月	る 号 の 行 を 、 十 一		百 円	
か 百 年 払 日 と 十	期 及 翌 休 支 次 九 パ		に つ き	
ら 円 七 う 以 し 五	日 び 営 業 払 の 年 ।		百 円	
通 に 月 ° 前 、 日	に 第 業 う 算 一 セ		八	
知 つ 十 六 各 及	つ 十 日 に 式 月 ン		十	
を き 五 月 支 び	い 五 に た に 十 ト		錢	
受 百 日 間 払 七	て 号 支 当 だ よ 五			
け 円 に 期 月	同 に 払 た し り 日			
た 属 に 十	じ お う る 、 算 を			
者 す お 五	。 い へ と 支 出 支			
	。 て 以 き 払 し 払			

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100 \times 2} = 1$$

十九

払者
込
期
日

平成二十八年七月十五日